

## ふくしまトレイルランニングクラブ規約

(名称)

第1条 このクラブは、ふくしまトレイルランニングクラブ（以下「本クラブ」という。）と称します。

(目的)

第2条 本クラブは、トレイルランニングを通じ、クラブ員相互の親睦を深め、クラブ員の健康、生きがいづくりを進めるとともに、トレイルランニングの健全な普及及び愛好者の増加に寄与することを目的とします。

(活動)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を実施します。

- (1) クラブ員練習会及びクラブ員によるトレイルランニングイベント
- (2) クラブ員交流会
- (3) トレイルランニング大会等の支援
- (4) その他、本クラブの目的を達成するために必要な事業

(クラブ員資格)

第4条 本クラブのクラブ員は、次の各号に掲げるすべての項目に該当する方とします。

- (1) 18歳以上（高校生は除く。）で、健康であること。
- (2) 本クラブの目的を理解し、別に定める「クラブメンバーポリシー」の順守に同意すること。
- (3) 他のクラブ員との協調性を有し、クラブ運営に協力的であること。

(入会)

第5条 本クラブへの入会にあたっては、所定の入会申し込み手続きを行い、クラブの承認を得ることとします。

(会費)

第6条 クラブ員の会費は年額1,000円とし、年度中途での加入も同額とします。

2 会費は、本クラブが指定する期日までに納入することとします。

3 年度中途で退会又は除名となった場合、納入済みの会費は返還しないこととします。

(退会)

第7条 退会は、クラブ員の申し出によることとします。なお、会費の納入がなく、継続する意思がないとクラブリーダーが判断した場合は、退会したものとみなします。

(除名)

第 8 条 クラブ員が、次の各号のいずれかに該当し、クラブリーダーがクラブ員としてふさわしくないと判断したときは、除名する場合があります。

- (1) 協調性が欠如しているとき
- (2) 他のクラブ員の迷惑となる行為があったとき
- (3) クラブメンバーポリシーに抵触する行為があったとき
- (4) 法令又はルール違反もしくはマナーの欠如が認められたとき

(役員)

第 9 条 本クラブに次の役員を置きます。

- (1) クラブリーダー 1名
  - (2) クラブサブリーダー 1名
  - (3) クラブマネージャー 適当名
- 2 クラブリーダー及びクラブサブリーダーは、クラブ員の互選により選出し、それ以外の役員は、クラブリーダーが指名することとします。
- 3 役員任期は、1年とします。ただし、再任を妨げません。

(総会)

第 10 条 総会は、クラブリーダーが招集します。

- 2 総会の議事は、出席したクラブ員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決することとします。

(事業年度及び会計年度)

第 11 条 本クラブの事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

(委任)

第 12 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、クラブリーダーが別に定めます。

附則

この規約は、平成 25 年 4 月 20 日から施行します。